

人間文化研究機構外部評価委員会規程

平成 31 年 3 月 25 日
人間文化研究機構規程第 156 号
令和 4 年 3 月 31 日改正

(設置)

第 1 条 人間文化研究機構組織規程第 15 条の 2 に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に人間文化研究機構外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(任務)

第 2 条 委員会は、人間文化研究機構評価委員会の審議に対して、外部有識者の視点から助言を行うとともに、機構長が諮問する機構の重要業務について評価する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 経営協議会及び教育研究評議会が選出する外部委員 各 1 名
- 二 機構長が委嘱する機構外の有識者 若干名

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。ただし、委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議の招集及び議長)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第 7 条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 8 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、本部事務局研究企画課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程により最初に任命された委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。